

<高知市> 風しん第5期定期予防接種に係る支払い事務フロー図

1 **高知市の発行する**予診票(注1)を使って予防接種を実施

注1: 県内の他市町村の発行する予診票と様式が異なります。

【注意事項】

検査結果を必ずご確認ください、定期予防接種対象者が確認をお願いいたします。

(ただし、令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。)

※ 任意で抗体検査を実施した方は、事前に高知市に申請が必要です。

2 予診票(記入済)のコピーをとる(2部)

高知市の発行する予診票は、クーポン券の貼り付けは不要です。

<予診票(記入済)の取扱いについて>

原本 ⇒ 高知市へ提出

写し(1部) ⇒ 医療機関保管

写し(1部) ⇒ 本人控え

3 請求書の作成(県 HP より統一様式を DL)

4 請求書・予診票(原本)を高知市へ送付 ※ 接種翌月 10 日まで

【注意事項】

任意で抗体検査を行っている場合は、「検査結果がわかる書類」も必要です。

また、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があります。

5 委託金額の受領・確認 ※ 高知市が請求書を受理した日から 30 日以内

- ◆ 高知県内に住民登録のある方は、「高知県広域化予防接種委託契約」により県内の委託医療機関で定期接種を受けることができますが、このフロー図は高知市の取扱いに基づき作成していますので、県内の他市町村と一部支払事務の流れが異なる場合があります。
- ◆ 高知市外に住民登録のある方の委託料については、該当の市町村へ直接ご請求ください。

風しん第5期の定期予防接種に関するお問い合わせは、

高知市保健所 地域保健課 予防接種・感染症対策室

電話:088-821-6514 FAX:088-822-1880